資源有効利用促進法省令の改正及び ストックヤード運営事業者登録規程について(概要)

令 和 5 年 3 月 不動産・建設経済局建設業課

〇施行日について

公布:令和5年3月3日

施行:(1)(①iiiを除く。)、(2)、(3)(第11条第4項を除く。)

…令和5年5月26日

(1)(①iiiに限る。)、(3)(第11条第4項に限る。)

…令和6年6月1日

〇改正内容等について

- (1)建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(指定副産物省令)の一部改正
 - ①建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等(新設)
 - i.元請業者等は、<u>建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは</u>、速やかに、 当該搬出先の管理者(当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場 に係る元請業者等)に対し、以下の事項を記載した<u>受領書(電磁的記録も可)の交</u> 付を求めるものとする。
 - a. 搬出先の名称(搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称)及び所在地
 - b. 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
 - c. 搬出元(搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称)の名称及び所在地
 - d. 建設発生土の搬出量
 - e. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日
 - ii. 元請業者等は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の 交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致す ることを確認するとともに、<u>当該受領書又はその写しを計画を作成した建設工事の</u> 完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。
 - iii. 元請業者等は、建設発生土が計画に記載した搬出先(a. ~c. に該当する搬出先を除く。) から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先に関するi.a. ~e. の事項を記載した書面(電磁的記録も可)を作成するとともに、当該書面を計画を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの
 - b. 建設発生土を利用しようとする他の工事現場(建設工事を施工する予定の場所を除く。) 及び当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する 当該他の工事現場に近接した場所
 - c. 建設発生土の一時置場(建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。)のうち国土交通大臣が定めるもの((3)「ストックヤード運営事業者登録規程」による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営するストックヤード)

- ②建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認 (新設)
 - i.元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成 しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとと もに、その確認の結果を記載した書面(電磁的記録も可)を作成するものとする
 - a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
 - b. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に 係る行為に関する以下の事項
 - ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること
 - 当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項 の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
 - c. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認する ために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
 - ii. 元請業者等は、500㎡以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成 したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在 地及び搬出量並びにi. により作成した書面の内容を通知するものとする。これ らの内容に変更があったときも、同様とする。
 - iii. <u>i. により作成した書面は</u>計画の一部として、計画本体と同様、<u>作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告する</u>ものとし、<u>現場掲示により公衆の閲覧に供する</u>ほか、<u>計画を作成した工事の完成後5年を経過する日まで保</u>存するものとする。
- (2)建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(再生資源省令)の一部改正
 - ・建設発生土の搬出元に対する受領書の交付(新設)

(3) 「ストックヤード運営事業者登録規程」の新設

ストックヤード(再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所)を運営する事業者を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた事業者に、 元請業者等と同様、土砂の搬出先の確認や受領書の交付等を求める。

(4)経過措置

- (1)(①iii. を除く。)、(2)の改正は、施行日(令和5年5月26日)以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。
- (1)①iii. 及びの改正は、施行日(令和6年6月1日)以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。